

学生会規約 2016/1/25 改正版

前文

札幌医科大学学生会は、全員加盟のもとで、学生の思想・信条の違いを当然の前提として、民主主義を尊重し、その実現のために行動する、学校公認の学生自治組織である。また、札幌医科大学学生の総意を代表し、大学運営に参加していく基礎単位である。

第1章 総則

- 第1条 本会は札幌医科大学学生会と称する。
- 第2条 本会は札幌医科大学に在籍する全学生をもって組織する。
- 第3条 本会の目的は民主主義に基づいた全学生の総意と自治により、学生の権利を守り、学問の自由および発展に寄与し、学生相互の友好を深め、学生生活のより一層の向上を図るものとする。
- 第4条 本会会員は次の権利を有する。
- 一. 本会の活動によって得られた成果を平等に享受すること。
 - 二. 本会の会長を選挙し、且つ選挙されること。
 - 三. 本会の役員をリコールすること。
 - 四. 本会の全ての活動に参加すること。
- 第5条 本会会員は次の義務を有する。
- 一. 本会の議決決定に従うこと。
 - 二. 学生会費を入学時に納入すること。

第2章 組織

- 第6条 本会に次の機関を置く。
- 一. 運営部
 - 二. サークル代表者会議
 - 三. 選挙管理委員会・会計監査委員会
 - 四. 臨時学生総会
 - 五. 各種行事实行委員会

- 第7条 本会に以下の役員を置く。
- 学生会長、会計管理官、サークル管理官、情報管理官、
選挙管理・会計監査委員長、サークル代表者

第3章 運営部

- 第8条 運営部は本会の執行機関であり、議決決定、及びその他の必要事項を執行し、あわせて対外交渉、予算作成、会計処理を行う。

- 第9条 運営部は学生会長が任命する以下の役員と学生有志により構成される。
- | | |
|---------|------|
| 学生会長 | 1名 |
| 会計管理官 | 1名 |
| サークル管理官 | 1名 |
| 情報管理官 | 1名 |
| 学生有志 | 制限なし |
- 第10条 学生会長は全学生の選挙により選出される。
- 第11条 学生会長及び運営部役員の任期は12月1日より、翌年11月末日までとする。
- 第12条 運営部は、その下に各種行事实行委員会を所属させる。
- 第13条 運営部での決定事項は、全て告示され、1週間以内に異議申し立てがない場合は成立する。
- 第14条 告示場所は学内掲示板、及び、学生会ホームページ上とする。
- 第15条 運営部は目安箱を設置し、その要望を検討しなければならない。

第4章 サークル代表者会議

- 第16条 本会議はサークルに関する事項を審議し、議決する機関である。
- 第17条 サークル代表者会議は、各サークルの代表者1名をもって構成する。
- 第18条 サークル代表者会議の議長はサークル管理官が、書記は情報管理官が担当する。
- 第19条 サークル代表者会議の開催日程は、運営部が作成し1ヶ月前までに掲示する。
- 第20条 臨時サークル代表者会議は次の場合に開催される。
- 一. 学生会長の要請があった場合
 - 二. サークル管理官の要請があった場合
 - 三. 全代表者の5分の1以上の要請があった場合
- 第21条 サークル代表者会議は、代表者の2分の1の出席をもって成立とし、議決はその過半数をもって行う。議長は原則として議決には参加できないが、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 第22条 サークル代表者会議の決議事項について、サークル管理官は速やかに学内に公示しなければならない。

第5章 選挙管理・会計監査委員会

- 第23条 本会は、学生会長の選挙・学生会の役員のリコール・会計監査を行うものである。

第24条 本会は学生有志により構成される。ただし、運営部との兼任は認めない。

第25条 本会は次の役員を置く。これらの役員は本委員会で選出され、兼任してもよい。

選挙管理部長 1名

会計監査部長 1名

第26条 選挙管理・会計監査委員会の任期は10月1日から翌年9月末日までの1年間とする。

第6章 学生会長選挙・リコール・学生投票

第27条 学生会長選挙・リコール・学生投票は、選挙管理・会計監査委員会がこれを行うものとする。

第28条 学生会長選挙は、全学生の3分の1以上の有効投票により成立し、その過半数の投票の候補者を当選する。過半数を得る候補者がいない場合は、上位2名による決選投票を行う。立候補者が1名の場合は信任投票を行うものとする。

第29条 学生会長選挙立候補者は、札幌医科大学医学部または保健医療学部第3学年に所属する学生で、任期を全うする意思のあるものでなくてはならない。

第30条 学生会長選挙において、立候補者は1名の推薦者を擁して運営部へ届け出、11月末日までに選挙を行う。

第31条 選挙管理委員会は立候補者、及び推薦者の名前を公示しなければならない。

第32条 選挙および学生投票は無記名で行われる。

第33条 開票は投票完了後、選挙管理・会計監査委員会が行い、同委員会は開票後速やかに結果を公表しなければならない。

第34条 学生会長および学生会役員のリコール請求は次のいずれかの場合に成立する。また、リコール請求の提出先は選挙管理部長とする。

一. サークル代表者会議において学生会長の不信任案決議案がなされた場合。

二. 全学生の4分の1以上の要請があった場合。

第35条 リコール請求が成立した場合は、学生投票が行われ、全学生の過半数の賛成によりリコールは成立する。

第36条 学生会長のリコールが成立した場合、選挙管理・会計監査委員会は速やかに再選挙を行わなければならない。

第37条 学生投票は、運営部、サークル代表者会議、各種行事实行委員会から提案された、重大な議題に対して行う。

第38条 学生投票は、全学年の2分の1以上の有効投票により成立し、その過半数をもって議決とする。

第7章 会計

第39条 本会の運営に関する経費は、会員の納入する学生会費と、後援会費、寄付金、その他の活動による収入をもってこれにあてる。

第40条 学生会費は在学期間を通し、医学部 24,000 円、保健医療学部 16,000 円とし、入学時に一括して支払うこととする。ただし、納入された学生会費は如何なる場合も返還されないものとする。

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

第42条 学生会費の変更の決議は、学生投票によって行われる。

第43条 学生会予算案は運営部で立案し、告示される。予算案は、告示後1週間以内に異議申し立てがなければ成立する。

第44条 学生会決算は会計年度末に会計管理官が作成し、会計監査を受けた後、告示される。その後1週間以内に異議申し立てがなければ承認される。

第45条 会計監査は選挙管理・会計監査委員会で行い、会計監査部長はその結果を告示しなければならない。

第8章 各種行事实行委員会

第46条 各種行事实行委員会は学生有志によって構成される。

第47条 各種行事实行委員会は、学生会運営部と協力して各種行事の運営にあたる。

第48条 各種行事实行委員会実行委員長は、学生会長の承認を得なければならない。

第49条 各種行事实行委員会会計は、各々の委員会の予算案および決算を、活動期間内に公示しなければならない。

第9章 臨時学生総会

第50条 臨時学生総会が次の場合に開催することができる。

- 一. 全学生の6分の1以上の要求があった場合。
- 二. 運営部もしくはサークル代表者会議からの要求があった場合。

第51条 臨時学生総会は全学生の3分の1以上の出席をもって成立する。

第52条 臨時学生総会では、学生投票では説明不足が起こり

える議題を扱う。

第53条 臨時学生総会の議長はサークル管理官が、副議長は会計管理官が、書記は情報管理官が行う。

第54条 学生総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

第10章 サークルの承認・権利・義務

第55条 本学サークルは札幌医科大学学生会員 5 名以上をもって成立とする。サークルは学生会員の自主的な課外活動の一環として、その活動をサークル代表者会議と学生会運営部が認めるものでなければならない。

第56条 各サークルは毎年 5 月末日までに、前年度活動報告、前年度決算報告、年間活動予定表、サークル構成員名簿をサークル管理官に提出しなくてはならない。

第57条 新たなサークルの承認を希望する団体は、その主旨をサークル代表者会議に提出しなければならない。これにより、その団体は学生会公認の同好会に承認される。その同好会は 1 年以上の活動ののちに、サークルへの昇格の承認を受ける権利を得る。その承認はサークル代表者会議の議決をもって行う。

第58条 新規に承認されたサークルは、直ちに年間活動予定表、サークル構成員名簿をサークル管理官に提出しなければならない。

第59条 学生会公認の同好会は、決算報告、年間活動予定表、構成員名簿を提出する義務は持たないが、サークル助成金を受けることはできない。

第60条 サークルが 4 名以下になった場合、前年度活動報告、前年度決算報告、年間活動予定表、サークル構成員名簿が提出されなかった場合はその年度のサークル助成金を受けることはできない。

第61条 同好会はサークル代表者会議の 3 分の 2 以上の賛成をもって、承認を取り消すことができる。

第62条 札幌医科大学交流会館の部室を使用する場合は、毎年 5 月末日までに部室使用許可願をサークル管理官に提出しなければならない。

第63条 学生会運営部は、部室使用許可願が提出されていないサークルに対して、部室の強制立ち退きを要求できる。

第11章 学生生活

第64条 本学会員は将来の医療者としての品位を損なう行為をしてはいけない。

第65条 本学構内における飲酒を禁止する。

第66条 法律で禁止されている未成年飲酒はもちろん、飲酒の強要、一気飲み

等、急性アルコール中毒につながる行為の一切を禁止する。

第67条 暴力行為の一切を禁止する。

第68条 本学の施設及び設備・備品等の破損行為を禁止する。

第69条 全てのハラスメント行為を禁止する

第70条 附属病院及び周辺住民への迷惑行為を禁止する。

第71条 上記規約への違反を学生会役員が覚知した場合、運営部で議論のうえ学生会長は当該会員に対し注意、期限付き学生会員資格停止、無期学生会員資格停止等の措置を講じることができ、会員資格停止となった会員はサークル・部活動のほか、各地方医科大学体育大会等の競技会、大学祭や体育祭などの行事・活動への参加を一切認められない。

第72条 上記措置に従わない会員は学生会から永久追放とする。

第73条 学生会員は、上記のような違反や被害について、目安箱などを用いて学生会役員に報告する権利があり、学生会役員はその内容に関して充分の吟味のうえ当該サークル・部及び個人に対し事情聴取を行うことができる。

第 12 章 附則・改廃

第74条 本規約は本会の最高規約であり、この条規に反する公務行為、及び別則はその効力を有さない。

第75条 本規約の改正、廃止は運営部、サークル代表者会議、または全学生の5分の1以上の要求によって行われる。

第76条 本規約の改定および廃止が認められるには、学生投票での3分の1以上の賛成が必要である。

第77条 本改正規約は平成 28 年 1 月 25 日より施行する。